

神奈川新聞

THE
KANAGAWA

2014年[平成26年]

4月17日[木]

友引 | 土用

不動産

相続税評価額が減額

Q マンションの賃貸経営は相続税対策という面ではどのようなメリットがあるのでしょうか。

A 不動産の評価額は、一般的に土地は路線価を基に、建物は固定資産税評価額と同額で評価されます。相続財産が現金や保険金の場合その金額がそのまま

相続税評価額になりますが、マンションなどの賃貸されている土地と建物については、権利関係に応じて財産評価額が調整される」となっています。

従って、土地と建物が実際の価格よりも低い財産評価額になります。具体的には、建物を賃貸住宅として貸し出すことによって、貸家建付地と呼ばれるその土地の価格評価が「借地権割合×30%」の部分を土地評価額から差し引くことができるからです。

※「iji」が知りたい不動産で質問がある方は、〒253-11-8445、神奈川新聞社クロスマディア営業局「iji」が知りたい不動産まで質問をお寄せください。紙面で採用された方には粗品を差し上げます。

シード・ナシングループ
ニニニ木曜日連載

神奈川スマート選挙企画

代表取締役・鈴木 隆行

F.Mヨコハマ(木曜日午前8時15分)、t.v.k「ありがとッ」(毎月第3木曜日の午前)、ジョイコム(水曜日午後10時30分)で放送中。